

令和4年度 いじめ防止等対策の取り組みについて

和歌山工業高等専門学校

	項目	自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー第1に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	年度初めの担任連絡会および始業式において、いじめの定義について説明することで学生も含め共通の認識を図った。	引き続き定期的に意識啓発を実施する。	—
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	定期的にいじめ対策委員会を開催し、疑いのある事例や各事例に対する対応方針を協議した。	引き続き定期的に開催する。	—
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	いじめ対策に係る事例集（文部科学省作成）から抜粋した資料を教員に配付し、後日Formsアンケートにより習熟度を確認した。また、FD・SD講演会でいじめに関する研修を実施した。	引き続き定期的に開催する。	—
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	いじめ対策委員会が行う職務内容を定め、4月の担任連絡会および学生支援センターからの連絡会で周知した。	4月以降も、FD・SD講演会、教職員連絡会で定期的に周知する。	令和5年11月実施 済 令和6年1月
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	いじめ対策委員会の年間計画を策定し、4月の担任連絡会および学生支援センターからの連絡会で周知した。	4月以降も、FD・SD講演会、教職員連絡会で定期的に周知する。	令和6年1月
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	担任連絡会、厚生補導委員会および学寮委員会などを通じて教職員に周知した。	4月以降も、FD・SD講演会、教職員連絡会で定期的に周知する。	令和5年11月実施 済 令和6年1月
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知するとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	「事実関係を把握するための調査」の実施に当たり「いじめ対策委員会」の役割を定め、4月の担任連絡会および学生支援センターからの連絡会で周知した。	引き続き年度当初に定期的な周知を行う。	—
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている。	学科会議、厚生補導委員会、学寮委員会で連携を密にして共有できるようにしている。	引き続き日常的な情報共有を行う。	—
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっていたかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか。	学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルについて令和4年度の実績をもとに実効性のあるものになっているかを検討し、令和5年度の実施計画を作成した。	年度末に点検を実施し、必要に応じて改正することとしている。	—
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	4回実施した。 アンケート結果は、関係教職員間で共有をおこなった。	引き続き定期的なアンケートを実施する。	—
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている。	カウンセラーから得た情報は、その都度もしくは学生相談室ミーティング（兼いじめ予防企画部会）を通じて共有し、必要なものは各学科にも共有している。	引き続き共有体制を維持できるようにする。	—
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	外部講師によるオンライン講習会を2回実施した。 5/18 1～3年生対象 SNS講演会「スマホ・ケータイ人権教室」 10/25 全学生対象 自殺予防兼いじめ予防講演会	引き続き定期的に実施する。	—
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深めるための取組を実施している。	アンケート結果を学生に周知する際に、どのような行為がいじめに発展する可能性があるのか、注意を促した。	引き続き定期的に実施する。	—
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組を推進している。	学生総会を通じて、学生会長から全学生に対していじめ防止に関するメッセージを伝えた。	引き続き定期的に実施する。	—
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	いじめ防止基本方針をHPに表記 夏期休業中に保護者へ郵送によりメッセージの送付	引き続き定期的に実施する。	—
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	被害・加害の双方の保護者に対して、いじめ対策委員会による解決に向けた対応方針を保護者に伝えている。	引き続き保護者との情報共有を実施していく。	—
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	いじめ防止基本計画をHPで公開し周知しており、諮問委員会で情報共有している。	引き続き実施する。	—
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	警察との連携体制は築かれている。	事案発生時に速やかな連携がとれるよう、連絡体制と連絡部署の確認を行った。	令和5年4月実施 済